

作業主任者技能講習のご案内

登録教習機関 一般財団法人 西日本産業衛生会

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

福岡労働局長登録第11号

登録満了日平成31年4月24日

有機溶剤作業主任者技能講習

福岡労働局長登録第5号

登録満了日平成31年4月24日

労働安全衛生法14条では事業者は労働災害を防止するために一定の有害物を製造し、又は取り扱う業務では「作業主任者」を選任して、労働者の指揮等を行わせなければならないと定めています。当一般財団法人西日本産業衛生会は健康診断・産業保健活動・作業環境測定業務等を行う労働衛生の専門機関として活動しており、さらなる労働衛生の推進活動として平成26年より福岡労働局長の登録を受けて作業主任者技能講習を開催することとしました。

つきましては、作業主任者を目指す皆様の受講をお待ちしています。

1. 技能講習実施場所及び連絡先（平成28年4月より下記に移転）

〒805-0071 福岡県北九州市八幡東区東田 1-4-8（新住所）

一般財団法人 西日本産業衛生会 環境測定センター北九州事業部

TEL093-671-3575 FAX093-671-3576 担当 駒井、室

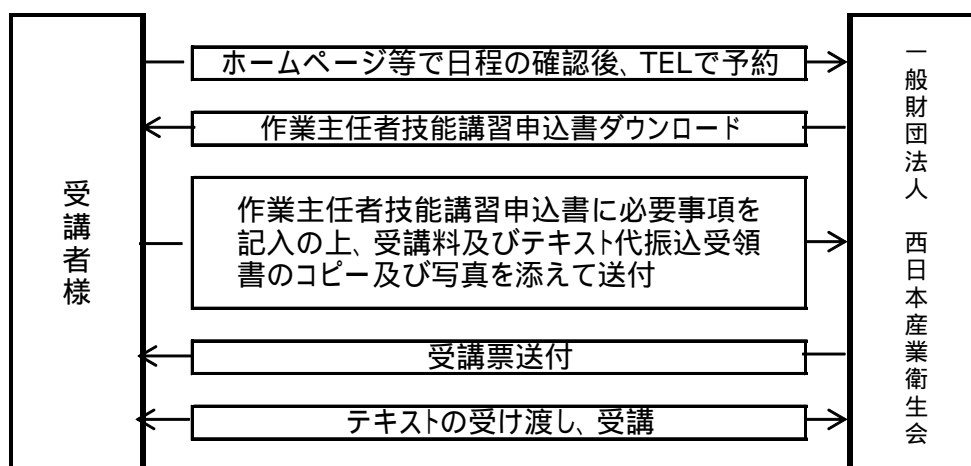
なお、受講者様用の駐車場はございませんので、公共交通機関でのご来場をお願いします。

2. 技能講習実施科目及び受講日数

(1) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 2日間

(2) 有機溶剤作業主任者技能講習 2日間

3. 受講の流れ



(1)当財団のホームページに技能講習の日程を公表しています。受講希望者は希望の講習内容と日程を確認してください。電話でもご案内します。

(2)受講希望者は電話で希望の日程を伝えいただき予約の状況を確認してください。受講枠がある場合には予約を受付けます。

(3)ホームページ上から作業主任者技能講習申込書をダウンロードしてください。必要であれば郵送等でも対応します。

(4)受講希望者は作業主任者技能講習申込書に必要事項を記入して、指定の口座に受講料及びテキスト代を振り込み、その控えのコピー及び修了証に貼る写真も一緒に郵送してください。(写真は申込前6ヶ月以内に撮影したものに限り、サイズは3.5cm×3.0cm。上半身、正面、脱帽。裏面にご署名願います。)

(5)作業主任者技能講習申込書に不備が無く、必要な受講料及びテキスト代の振り込みを確認したのについて受講票をお送りします。

(6)受講希望者は講習の当日、受講票、筆記用具(鉛筆又はシャープペン、消しゴム)を持参して講習会場に指定の時間までに出席してください。

(7)講習会場でテキストを受け取り受講する。遅刻、早退等により講習の一部を受けなかった場合、修了試験の受験資格がなくなりますのでご注意ください。

(8)講習終了後に修了試験を実施します。試験に合格した者のみに受講いただいた当該作業主任者の修了証をお送りいたします。不合格な場合はその旨を通知いたします。

4. 受講費用

| 受講内容 | 受講料(税込) | テキスト代(税込) |
|------------------------------|---------|-----------|
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習 | 10,800円 | 1,944円 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 10,800円 | 1,944円 |

*テキストは「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者テキスト」、「有機溶剤作業主任者テキスト」[中央労働災害防止協会編]を使用します。

5. 受講費の納入方法

受講費用は電話にてご予約後1週間以内に次の口座に振り込んでください。なお、振り込み手数料についてはご負担をお願いします。また、現金等による納入は受け付けておりません。

指定銀行 西日本シティ銀行 八幡支店
普通預金 口座番号 3009741
受取人 一般財団法人 西日本産業衛生会

なお、領収書は銀行振込金受取書(明細書)をもって代えさせていただきます。

6. キャンセルについて

受講申し込み後に受講者様の都合でキャンセルされる場合は、その申し出の時期により以下のような返金率となります。(但し、振込み手数料分は差し引きます)

| 申込み～7日前 | 講習6日前～2日前 | 講習前日、当日 |
|---------|-----------|---------|
| 100% | 50% | 0% |

7. 作業主任者技能講習申込書の送付先

〒805-0071 福岡県北九州市八幡東区東田 1-4-8

一般財団法人 西日本産業衛生会

環境測定センター北九州事業部 技能講習宛て(必ずご記入ください)